

防衛大学校達第4号

防衛大学校の内部組織に関する訓令(昭和32年防衛庁訓令第60号)第16条の規定に基づき、総合情報図書館グローバルセキュリティセンターの部門の分掌を定める達を次のように定める。

平成28年3月31日

防衛大学校長 國分良成

グローバルセキュリティセンターの部門の分掌を定める達

改正 平成30年3月30日防衛大学校達第4号

改正 令和5年3月29日防衛大学校達第3号

改正 令和6年3月29日防衛大学校達第7号

(企画・発信部門)

第1条 企画・発信部門においては、次の各号に掲げる業務をつかさどる。

- (1) グローバルセキュリティ及びクロス・ドメインに係る研究又は共同研究の企画及び立案に関する事。
- (2) グローバルセキュリティ及びクロス・ドメインに係る研究成果の部外発信に関する事。

(研究部門)

第2条 研究部門においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) グローバルセキュリティに係る研究(クロス・ドメインに係る研究は除く。)又は共同研究(クロス・ドメインに係る研究は除く。)の実施に関する事。
- (2) 防衛大学校の研究計画(クロス・ドメインに係る研究は除く。)に関する事。

(クロス・ドメイン第1研究部門)

第3条 クロス・ドメイン第1研究部門においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) クロス・ドメインに係る、宇宙・電磁波・無人システムの研究又は共同研究の実施に関する事。
- (2) 防衛大学校の研究計画に関する事。

(クロス・ドメイン第2研究部門)

第4条 クロス・ドメイン第2研究部門においては、次に掲げる業務をつかさどる。

- (2) クロス・ドメインに係る、サイバー・量子領域・情報(認知)の研究又は共同研究の実施に関する事。
- (2) 防衛大学校の研究計画に関する事。

(委任規定)

第5条 この達に定めるもののほか、グローバルセキュリティセンターの部門に

関し必要な事項は、グローバルセキュリティセンター長が防衛大学校長の承認を得て定める。

附 則

この達は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日防衛大学校達第 4 号）

この達は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 29 日防衛大学校達第 3 号）

この達は、令和 5 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日防衛大学校達第 7 号）

この達は、令和 6 年 3 月 29 日から施行する。